

令和6年分所得税の定額減税の記載について

1. 年末調整をした給与等の場合

▶定額減税に関する事項を次のように記載してください。

内 容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 ×××円
年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額	控除外額 ×××円 ※控除しきれなかった金額がない場合は 「控除外額 0円」
合計所得金額が 1,000 万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合	非控除対象配偶者減税有 ※同一生計配偶者が障害者、特別障害者 又は同居特別障害者に該当する場合は 「減税有」の追記

※(摘要)欄の記載については、定額減税に関する事項を最初に記載するなど、書ききれないことがないようにしてください。

2. 年末調整をしない給与等の場合

▶定額減税に関する事項の記載は不要です。

※令和6年6月1日以後に受給者が退職し、年末調整をしなかった場合には、再就職先での年末調整又は確定申告で最終的な定額減税の精算を行います。

定額減税について詳しくは下記をご覧ください

○定額減税の詳細について ▶国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」

○定額減税の記載について ▶国税庁パンフレット令和6年分「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」



記入例

定額減税を行った一般的な場合

⑦ 記入例		※ 種 別	※ 整 理 番 号
給与支払報告書（個人別明細書）	※ 区 分	〈受給者番号〉	
	支 払 住	〈個人番号〉	
	を 受 け	〈役職名〉	
	る 者	氏 名 〈フリガナ〉	
	種 給与		
※ 控除外額（控除できなかった額）がない場合は0円			
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
内 千 円		千 円	千 円
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額 120,000円、控除外額 0円			
生命保険料		新生命	円 旧生命
		円 介護医療	円 新個人年金
		円 旧個人年金	円

第一七号様式別表（第十条関係）

⑦ 記入例		※ 種 別	※ 整 理 番 号
給与支払報告書（個人別明細書）	※ 区 分	〈受給者番号〉	
	支 払 住	〈個人番号〉	
	を 受 け	〈役職名〉	
	る 者	氏 名 〈フリガナ〉	
	種 給与		
※ 控除外額（控除できなかった額）がある場合			
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
内 千 円		千 円	千 円
(摘要) 源泉徴収時所得税減税控除済額 73,600円、控除外額 46,400円			
生命保険料		新生命	円 旧生命
		円 介護医療	円 新個人年金
		円 旧個人年金	円

第一七号様式別表（第十条関係）